

## 次期環境基本計画（全体像）

## 目次

## 第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

## 第 2 章 本県を巡る現状

- 1 本県の自然条件・社会条件
  - (1) 位置及び地形
  - (2) 人口減少・少子高齢化
  - (3) 土地利用
  - (4) 経済
- 2 SDGs
- 3 国内外の社会経済情勢の変化
- 4 国内外の環境の変化
  - (1) 気候変動
  - (2) 資源循環
  - (3) 生物多様性
  - (4) 水環境
  - (5) 大気環境

## 第 3 章 長期的な目標

- 1 環境に優しい脱炭素社会、循環型社会づくり
- 2 安心、安全で恵み豊かな環境づくり
- 3 環境に配慮した産業・地域・人づくり

## 第 4 章 施策展開の基本的な考え方

- 1 SDGs への対応
- 2 社会経済の大きな変化への対応
  - (1) 地域社会の持続可能性の向上
  - (2) 技術や知見の活用、変化を捉えた意識や行動の変革
- 3 顕在化する環境課題への対応
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

## 第 5 章 実施施策

# 1 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき策定している。

現計画（第4次）の計画期間は平成24年度から令和3年度（2012～2021年度）で、平成27年度から28年度にかけ、中間見直しを行った。

見直し後、人口減少・少子高齢化のより一層の進行、地球温暖化が一因と考えられている豪雨や台風の頻発、海洋プラスチックごみの問題の顕在化、世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の広がりなど、本県及び本県を取り巻く状況は様々に変化している。

また、国は平成30年（2018年）4月に第5次環境基本計画を策定し、平成27年（2015年）のSDGsやパリ協定の採択など、国内外の状況の変化に的確に対応するため、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を目指している。

こうした社会経済や環境の状況の変化や国の動向を踏まえ、次期（第5次）埼玉県環境基本計画を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、埼玉県環境基本条例第10条の規定により環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるためのものである。

また、県の総合計画である「埼玉県5か年計画」と整合を図り、「埼玉県廃棄物処理基本計画」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」など環境部門の個別計画の上位計画として、これらの計画と一体となって環境施策を総合的・計画的に推進する。

## 3 計画の期間

令和4年度から令和8年度まで（2022～2026年度）の5年間とする。

1 第2章 本県を巡る現状  
 2 1 本県の自然条件・社会条件  
 3 (1) 位置及び地形

4 埼玉県は、関東平野のほぼ中央に位置する内陸県である。地形的特徴として、県西部に2,000m  
 5 級の山々が連なる秩父山系があり、東部に向かい標高を下げ、県の中央部に広がる丘陵や台地、  
 6 県東部には海拔20m以下の低地へと続いている。

7 埼玉県の面積の約3割が山地で、全国と比較すると極めて低い割合である。一方、低地の割  
 8 合は約4割と最も広い面積を占めており、埼玉県の地勢の特徴は、広大な低地が広がっている  
 9 ことである。

10 さらに、台地及び低地を合せて平地として算出すると、埼玉県の平地の面積は約2,300km<sup>2</sup>、  
 11 全国で11番目の広さである。平地面積の割合は県土の約6割を占め、千葉県と並び、茨城県に  
 12 次いで全国で2番目の高い割合となっている。

13 また、荒川・利根川の二大河川が流れ、県土に占める河川面積の割合は3.9%と全国第2位  
 14 である。

16 (2) 人口減少・少子高齢化

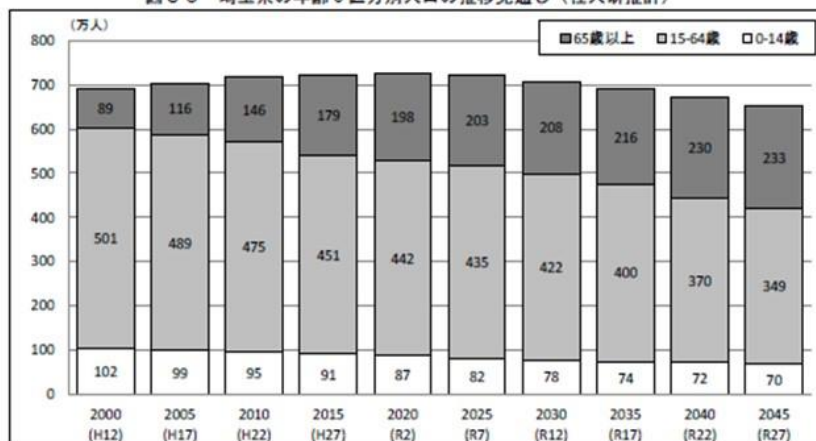
17 埼玉県の総人口は、東京に隣接する立地条件から県南部を中心として、1960年代から平成2  
 18 年(1990年)にかけて急激に増加し、その後、増加のペースは緩やかになったが、平成17年  
 19 (2005年)に700万人を超え、令和2年(2020年)11月1日現在の推計人口は、約734万人  
 20 となっている。

21 年齢3区分別人口をみると、年少人口(0~14歳)は昭和55年(1980年)の146万人をピー  
 22 クに減少が続いており、現在は昭和45年(1970年)の水準を下回っている。また、社会経済  
 23 を支える労働力として重要な生産年齢人口(15~64歳)は、全国では平成7年(1995年)頃か  
 24 ら減少しているが、埼玉県においても平成12年(2000年)の501万人をピークに減少が続い  
 25 ている。高齢者人口(65歳以上)は平成27年(2015年)には179万人で、高齢化率が24.8%  
 26 となり、超高齢社会(高齢化率21%超)となっている。

27 平成27年(2015年)国勢調査結果を基にした推計では、総人口は令和12年(2030年)には  
 28 約708万人と平成27年(2015年)年比で2.6%減少、令和27年(2045年)には約653万人と  
 29 平成27年(2015年)で10.2%減少とされている。また、今後、生産年齢人口の減少の加速や  
 30 全国に比べても急激な高齢化の進行が見込まれる。

31 高齢化や人口減少が進むにつれ、地域・家庭・職場という人々の生活における支え合いの基  
 32 盤が弱まるとともに、担い手不足による耕作放棄地の増大、空き家の増加、商店街の衰退等  
 33 による地域経済の衰退など様々な課題が顕在化しつつある。

図3-6 埼玉県の年齢3区分別人口の推移見通し(社人研推計)



(2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成)  
 出典：第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2~6年度) 令和2年3月 埼玉県

1 (3) 土地利用

2 平成 30 年（2018 年）における県土の利用形態をみると、県土面積約 3,798k m<sup>2</sup>のうち、おおよそ、森林が 32%、農地が 20%、宅地が 20%、道路が 9%、水面・河川・水路が 5%、その他が 14%で、農林地の面積が県土の 52%を占めている。

5 本県の可住地面積（平成 30 年（2018 年）10 月 1 日現在）は、2,584.6k m<sup>2</sup>（県土の 68.1%）で、全国の可住地面積比率（32.9%）の約 2 倍、大阪府（69.8%）、千葉県（68.9%）に次ぐ高い比率であること、また、東京に隣接しているという地理特性等から、人口の増による農林地の減少と都市化が、近年鈍化しつつも依然として進んでいる。

単位：km<sup>2</sup>

	昭和 50 年	55 年	60 年	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	平成 30 年	区分の説明
森 林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,198	国有林及び民有林の合計
農 地	1,211	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	748	田・畑の合計
原野等	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	原野・採草放牧地の合計
宅 地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	782	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
道 路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	339	一般道路・農道・林道の合計
河川等	185	187	188	190	189	191	190	191	192	191	水面・河川・水路の合計
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	536	

資料：土地利用現況把握調査（土地水政策課）

※区分は、国土利用計画の利用区分による

出典：令和 2 年度 埼玉の土地

ZU

21 (4) 経済

22 「平成 29 年度県民経済計算」によると、県内総生産は、名目で 23 兆 4,311 億円（前年度比 23 3.3%増）となり、5 年連続で増加した。

25 製造業など第 2 次産業の就業者が減少する一方、医療、福祉、運輸などの第 3 次産業の就業者が増加している。平成 27 年（2015 年）には就業者の 70%が第 3 次産業に従事しており、特に医療、福祉などの従事者が多くなっている。

28 平成 30 年の埼玉県の農業産出額は 1,758 億円で、全国第 20 位である。

29 工業、特に製造業については多種多様な業種が立地しており、平成 30 年の製造品出荷額等は 24 兆 1,470 億円で、全国第 6 位となっている。また、商業については、平成 28 年の年間商品販売額は 16 兆 9,090 億円で全国第 7 位である。

32 2 SDGs

34 平成 27 年（2015 年）9 月に環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGs が採択された。「世界の変革」と「誰一人取り残さない」を基本理念としており、17 あるゴールの多くが環境に関連している。

37 相互に関連する複数の目標を統合的に解決すること、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという認識のもと、環境を基盤に持続可能な社会活動、経済活動を統合的に築くという特徴を持っている。

40 また、国は平成 28 年（2016 年）10 月に SDGs を達成するための中長期的な国家戦略として、SDGs 実施指針を策定し、8 つの優先課題を定めた。そのうち、⑤省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全が環境に深く関連している。

44 国は平成 30 年（2018 年）4 月に閣議決定した第五次環境基本計画において、各地域が地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え合う「地

1 域循環共生圏」を提唱している。経済・社会・環境の課題を統合的に解決するSDGsを地域で  
2 実践するビジョンと言われている。

3 自治体のSDGsに対する認知度や関心度は年々向上し、SDGs未来都市は令和2年度  
4 (2020年度)で93都市になった。

5 平成29年(2017年)に日本経済団体連合会は、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を  
6 柱として、企業行動の規範である企業行動憲章の見直しを行うなど、企業でもSDGsの取組が  
7 広がっている。

### 9 3 国内外の社会経済情勢の変化

10 国内の環境産業の市場規模は、平成30年(2018年)で約105兆円であり、雇用規模も約260.9  
11 万人と過去最大になっている。

12 金融分野では、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)を重視するESG  
13 投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大している。国  
14 内のESG投資は、平成28年から平成30年(2016~2018年)までにかけて4倍以上増加している。  
15 ESG債券、ESG株式も増えてきている。

16 物・サービス・場所などを多くの人と共有・交換して利用するシェアリングエコノミーについ  
17 ては、平成30年度(2018年度)のシェアリングエコノミー経済規模が過去最高となる1兆8,874  
18 億円を超え、令和12年度(2030年度)には11兆1,275億円と、約6倍になると予測されてい  
19 る(一般社団法人シェアリングエコノミー協会調査)。

20 また、パリ協定を契機にESG金融の動きなどとあいまって、TCFD(気候関連財務情報開示タス  
21 クフォース)に沿った情報開示やSBT(パリ協定が求める水準と整合した、5年~15年先を目標  
22 年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標)、RE100など脱炭素化を取り込んだ企業が  
23 増加している。

24 加えて、近年、ICT(情報通信技術)はより進化している。インターネット利用の増大とIoT(モ  
25 ノのインターネット)の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴  
26 い、大量のデジタルデータ(ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進みつつある。それらデータ  
27 のAI(人工知能)による分析結果を、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの  
28 提供、効率的な機械の制御などに活用した取組が、様々な環境分野で広がってきている。

29 テレワークとは、ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、企業に  
30 おけるテレワーク導入状況は、平成30年(2018年)の13.9%から、令和元年(2019年)は19.1%  
31 と増加している。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、その有用性と必要性が見直され、さ  
32 らに広がりを見せている。

33 新型コロナウイルス感染症への対応では、オンライン教育やウェブ会議システムといった様々  
34 なオンラインサービス、対面によらない置き配サービス等、移動の減少につながるサービスの広  
35 がり、デジタル化の潮流も踏まえた地方に拠点を移す企業の増加や移住への関心の高まり等、分  
36 散化につながる動きも見られる。

37 また、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動の停滞で、エネルギー消費量の減  
38 少に伴う二酸化炭素排出量の減少や大気汚染の改善につながる一方、経済の停滞による環境産業  
39 への投資の減少や感染収束後の反動による二酸化炭素排出量の大幅な増加などが懸念されている。

### 41 4 国内外の環境の変化

#### 42 (1) 気候変動

43 全国の温室効果ガスの令和元年度(2019年度)(速報値)の総排出量は12億1,300万トン  
44 (前年度比-2.7%、平成25年度(2013年度)比-14.8%、平成17年度(2005年度比)-12.2%)  
45 で、平成25年度(2013年度)をピークに6年連続で減少している。

1 平成27年（2015年）12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、  
2 令和2年（2020年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択さ  
3 れた。

4 パリ協定では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて  
5 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」とされ、その目標達成  
6 のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」と  
7 定められた。

8 近年、日本では、毎年のように、豪雨、台風、猛暑等、気象災害に見舞われている。気候変  
9 動の影響が今後深刻化するおそれがあることから、平成30年（2018年）12月に気候変動適応  
10 法を施行し、地球温暖化の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を法的に位置付  
11 けた。これにより、温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」と「適応策」を両輪として温  
12 暖化対策を推進している。

13 国では、平成28年（2016年）5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「令和12年度（2030  
14 年度）に平成25年度（2013年度）比で温室効果ガス排出量を26%削減」という中期目標を掲  
15 げるとともに、令和元年（2019年）6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」  
16 を策定し、「今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガス排出実質ゼロを実現」という目標  
17 を掲げている。

18 令和2年（2020年）10月、菅内閣総理大臣は2050年までに温室効果ガス排出を全体として  
19 ゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。同年  
20 12月、国の成長戦略会議において、2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込ん  
21 だ実行計画が取りまとめられた。

## 22 23 (2) 資源循環

24 全国の一般廃棄物の排出量は、循環型社会形成推進基本計画で定めた目標に向け、長期的に  
25 は順調に減少しているものの、短期的には減少量が少なくなっているため、更なる取組が  
26 必要である。また、一般廃棄物の最終処分量は、長期的にも短期的にも目標に向け順調に減少  
27 しているが、近年徐々に横ばいになっており、目標達成に向けては注視する必要がある。一方、  
28 全国の産業廃棄物の排出量及び最終処分量ともに既に目標を達成している。

29 なお、循環利用率については、入口側、出口側ともに、近年減少傾向となっており、廃棄物  
30 の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っ  
31 ていくことが望まれている。

32 国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジ  
33 ア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、令和元年（2019年）にプラス  
34 チックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定した。  
35 令和元年（2019年）に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して令和  
36 32年（2050年）までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビ  
37 ジョン」がG20首脳間で共有された。

38 また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、日本として、大量の食料を  
39 輸入し、食料の多くを輸入に依存しながら、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されて  
40 いる食品ロスの問題に真摯に取り組むべきであることから、令和元年（2019年）10月に「食品  
41 ロスの削減の推進に関する法律」が施行された。

## 42 43 (3) 生物多様性

44 世界では、生物多様性分野における令和2年（2020年）までの世界目標である愛知目標の達  
45 成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、生

1 物多様性国家戦略の中に組み込み、取組を進めてきた。しかしながら、20の個別の目標のうち  
2 完全に達成できたものはなかった。国連の報告書によると、令和32年（2050年）の長期目標  
3 「自然と共生する」世界を実現するには、人間の幅広い活動を従来のものから大きく転換する  
4 必要があると警告している。

5 国内においては、国家戦略2012-2020で設定した目標に生物多様性の言葉の認知度が届いて  
6 いない等、生物多様性が十分に社会に浸透してない。また、全国の絶滅危惧種は増加傾向にあ  
7 り、野生生物が置かれている状況は依然として厳しい。

8 各種取組により国内のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加し、推定生息個体数は平成26  
9 年度（2014年）をピークに減少傾向であるが、生態系・農林業等への被害は依然として深刻な  
10 状況で、鳥獣保護管理の担い手の育成・確保が引き続き必要となっている。

11 次々に新たな外来生物の侵入が認められる中、定着を防ぐための水際対策や、定着してしま  
12 った外来生物に対する防除対策の強化が求められている。

13 国内の原生的な自然環境は保護地域等により保全される一方で、里地里山や都市地域での保  
14 全・再生はまだ十分とは言えない。地球温暖化の緩和や生態系を活用した防災・減災等に貢献  
15 する森林の適切な整備等を進めることが求められているとともに、人口が集中する都市では、  
16 住民が自然環境とふれあう場の確保、生物の生育・生息環境の確保の観点から、緑地の保全・  
17 再生・創出がますます重要になっている。

#### 18 19 (4) 水環境

20 全国でみると、生活環境項目（BOD/COD）の環境基準達成率平成30年度（2018年度）につい  
21 ては、河川は94.6%、湖沼は54.3%、海域は79.2%、全体89.6%であり、河川についてはほとん  
22 どの地点で環境基準を達成している。

23 水環境の保全の推進に当たって、河川の流入先の海域も含め流域全体を総合的に捉え、それ  
24 ぞれの地域に応じた取組を進めるため、従来の公害防止を目的とした水質対策を中心とする規  
25 制的な手法は施策の基盤として維持しつつ、水質以外の要素も考慮し、また、各主体の自主的  
26 な参画と連携を図りながら、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や  
27 地域の特性に応じて展開することが求められている。

28 令和元年度（2019年度）末で全国の污水处理人口普及率は91.7%となった。単独処理浄化槽  
29 から合併浄化槽への転換と浄化槽の維持管理の向上のため、浄化槽法が令和元年（2019年）6  
30 月に改正・公布され、令和2年（2020年）4月から施行された。

#### 31 32 (5) 大気環境

33 全国の微小粒子状物質（PM2.5）の全測定局の年平均値は、平成25年度（2013年度）以降緩  
34 やかな改善傾向が続いているが、関東地方では主に都市部で環境基準を達成していない地域が  
35 みられる。これらの地域は、国内発生源の寄与が大きな割合を占め、かつ、人口が集中してい  
36 る地域も多く、さらに、近年の中国等における大気汚染対策の進展に伴い越境汚染の寄与が低  
37 下することによって、今後は国内発生源の寄与割合が相対的に高くなることも示唆されている。

38 また、平成30年度（2018年度）の光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.1%、  
39 自排局0%であり、依然として極めて低い水準となっている。

40 大気環境保全のため、大気汚染物質である光化学オキシダントやPM2.5の原因物質の一つで  
41 ある燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機を設置したガソリンスタンドを国が認定する  
42 「大気環境配慮型SS（e→AS）認定制度」が平成30年（2018年）7月から開始された。

43 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、令和2年（2020年）6月に対策  
44 を一層強化する大気汚染防止法の改正が行われた。

1 第3章 長期的な目標

2 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向  
3 け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げる。

4  
5 1 環境に優しい脱炭素社会、循環型社会づくり

6 再生可能エネルギーの利用やエネルギーの有効利用による脱炭素化が進むとともに、物を有効  
7 に使って無駄にしないという意識がしっかりと根付いた、資源の循環利用が進んだ社会となっ  
8 ている。

9  
10 2 安心、安全で恵み豊かな環境づくり

11 公害防止の取組が一層進み、安心して暮らせる安全な生活環境が確保されているとともに、多  
12 種多様な動植物がすむ、恵み豊かな緑と川が守り育まれ、人々がその恵みを享受している。

13  
14 3 環境に配慮した産業・地域・人づくり

15 環境と経済の好循環や環境科学・技術の振興、地域資源を活用した取組や多様な主体間の連携  
16 が進むとともに、各主体が率先して行動することで、環境、経済、社会の持続可能性が向上して  
17 いる。

18  
19 ※長期的な目標の概要は資料2のとおり

20  
21 また、本計画の計画期間が令和4年度から令和8年度まで（2022～2026年度）であることから、  
22 本計画期間中の基本認識として、環境が支えるSDGsの達成を掲げることとする。

23



## 1 第4章 施策展開の基本的な考え方

2 第3章で示した長期的な目標を実現するために施策を展開するに当たっての留意点及び基本的  
3 な考え方について記す。

### 5 1 SDGsへの対応

6 本県では、部局横断かつ官民連携による全県的なSDGs推進体制を構築し、「ワンチーム埼  
7 玉」でSDGs達成に向けた取組を推進している。

8 環境施策の展開においては、環境は人類の生存基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動  
9 が存在しているという認識のもと、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸  
10 課題の同時解決につなげることが重要である。

11 SDGsの理念に沿い経済・社会・環境に関わる諸課題の解決に向けて統合的に取り組むこと  
12 は、持続可能な地域づくりに貢献し、地域創生の推進につながるものでもある。

13 様々な分野の問題を統合的に解決するというSDGsの考え方で施策を進める際には、個々の  
14 環境問題を統合的に解決するという視点も必要である。気候変動対策が、種の存続・生育域など  
15 生物多様性の保全につながる、プラスチックごみの削減は海洋プラスチックごみによる生態系の  
16 影響を少なくするとともに、廃棄物処理の過程で発生する二酸化炭素排出量の削減にもつながる  
17 等、個々の環境問題が相互に関連しているからである。

### 19 2 社会経済の大きな変化への対応

#### 20 (1) 地域社会の持続可能性の向上

21 人口減少・高齢者の増加、社会資本の老朽化の進展に伴い、高齢者にも暮らしやすい健康・  
22 快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・  
23 経済面で持続可能な自治体経営を可能とすること、災害に強いまちづくりの推進等が求められ  
24 ている。

25 人口減少、少子高齢化の影響を見極め、ごみ出しの支援を高齢者の見守りにつなげる等、人々  
26 の暮らしを支える地域社会の持続可能性を向上させるという視点で、環境施策を展開していく  
27 必要がある。

#### 29 (2) 技術や知見の活用、変化を捉えた意識や行動の変革

30 デジタルトランスフォーメーションは、進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生  
31 活をより良いものへ変革することである。IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ、ド  
32 ローンといった、社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進化し、デジタル技術の活用によ  
33 る社会的課題の解決に向けた様々な取組が期待されている。またナッジ手法を活用した省エネ  
34 の促進の取組も進められている。

35 ESG投資の拡大や脱炭素化を経営に取り込む企業の増加、シェアリングエコノミーの広が  
36 り、テレワーク等、環境配慮につながるビジネススタイル、働き方やライフスタイルの変化の  
37 動きも見られる。

38 こうした技術や知見を活用するとともに、企業や人々の意識や行動の変化を的確に捉え、人々  
39 や企業の行動、社会がより環境に配慮した方向に進むよう働きかけて行く必要がある。

### 42 3 顕在化する環境課題への対応

43 気候変動の主な原因である二酸化炭素は人々の日常生活や企業の経済活動から発生している。

44 災害時には大量の廃棄物が発生するため、廃棄物の処理体制の構築も求められている。

45 災害対策としては、災害に強くかつ自然と調和した持続可能な社会を形成するため、生態系の

1 持つ機能を積極的に活用する「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」  
2 にも注目していく必要がある。

3 また、日本は消費に当たって海外から多くの資源を輸入しており、日本の経済・社会システム  
4 が世界の生物多様性に大きな影響を与えている。

5 近年注目されている問題の一つである食品ロスについても、日本は多くの食料を海外から輸入  
6 している一方で、世界全体の食料援助量の約1.6倍の食品ロスが発生しているとの推計があり、  
7 国内での取組を進めることで、世界に貢献できると言える。

8 その他、世界的な課題となっている海洋プラスチック問題の原因の一つは、日常生活から発生  
9 するプラスチックである。

10 地球的規模の環境問題の原因となっている地域の課題に対応するとともに、その対応を他の環  
11 境課題の解決と合わせて考え、地球的規模で考え地域から行動していく必要がある。

#### 13 4 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

14 新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークやウェブ会議が急拡大した。こうしたデジ  
15 タル化の流れは、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与するものであり、感染症対策にも環  
16 境対策にもなるような取組をより一層進めていく必要がある。

17 一方、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家  
18 用車への通勤のシフトや、換気を伴う空調による負荷の増加、さらには衛生目的での使い捨てマ  
19 スク等のプラスチック製品の使用の増加など、新型コロナウイルス感染症対策では、環境面での  
20 負荷の増大も想定される。

21 省エネ設備やエコカーの導入、プラスチック代替製品の使用などにより、感染症対策と環境対  
22 策の両立を図っていく必要がある。

23 新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、気候変動など環境問題の解決を同  
24 時にめざす「グリーン・リカバリー」（持続可能な経済復興）にも取り組んでいく必要がある。

## 41 第5章 実施施策

42 実施施策の項目は、資料2今後の施策のとおり